

令和6年第10回棚倉町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年10月18日（金） 午後2時50分～午後3時30分

2. 開催場所 棚倉町役場 正庁

3. 出席委員 （農業委員14名・推進委員2名）

会 長 15番 沼野 謙一

職務代理者 1番 緑川利喜男

農業委員

2番 草野 勇助

3番 稲川 清一

4番 渡邊 秀行

5番 金澤 俊夫

6番 秋山 勝康

7番 高萩 幸一

8番 齋藤 登

9番 垂石みわ子

10番 藤田 監次

12番 根本 秀男

13番 星 實

14番 須藤 芳浩

推進委員

金沢 誠 我妻 毅

4. 欠席委員

11番 鈴木 敏夫

推進委員 鈴木 廣紀

5. 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく意見決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

協議第1号 次回総会及び現地調査の日程について

会 議	長 長	あいさつ
		はじめに、本日の農業委員会であります。棚倉町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、11番 鈴木 敏夫 委員、鈴木 廣紀 推進委員より欠席する旨の届出がありましたので、報告します。 ただ今の出席委員は、農業委員14名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第10回棚倉町農業委員会総会を開会します。 次に、議事録署名委員の指名を行います。棚倉町農業委員会会議規則第42条の規定に基づき、1番 緑川 利喜男 委員、2番 草野 勇助 委員を指名します。 次に、会期の決定であります。今総会の会期につきましては、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
全 委 員		「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定されました。 それでは、早速議事に入ります。
議	長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		議題の内容について、朗読を持って説明。
議	長	ただいまの事務局説明について、質問等がありましたらお願いします。
全 委 員		「なし」
議	長	質問等はないようであります。 これは、報告案件でありますので、報告のみとさせていただきます。
議	長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		議題の内容について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。鈴木廣紀推進委員に調査をお願いしておりましたが、欠席の届出がありました。 よって、調査報告書を預かっておりますので、事務局より報告願います。
事 務 局		調査結果について、ご報告いたします。 10月9日、午前9時より、申請地において、譲受人の●●●●さん立会いのもと、須藤委員、事務局深谷さん、石井さん、梨本さんと調査を行ってまいりました。 事務局からの説明のとおり、譲渡人の希望と、譲受人の規模拡大により贈与をするものです。 申請地は、昨年までは、作業委託により水稻を作付けしていましたが、現在は作付けをしておらず、保全管理を行っている状況にあります。 譲受人は、申請地の隣の農地で水稻を作付けしており、贈与後は、譲受人が耕起等をしたうえで、隣の農地と一体で水稻を作付けする予定です。 なお、譲受人は、労働力が1人であるものの、申請地周辺において約50年にわたり営農しており、農業機械の保有状況、肥培管理などの面においても、特に問題ないと認められます。

		以上から、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議長	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全委員		「なし」
議長	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全委員		「なし」
議長	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全委員		「異議なし」
議長	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議長	長	議案第２号「農地法第５条第１項の規定に基づく意見決定について」を議題とします。 議題の内容が複数にまたがるため、それぞれに審議します。 まず、議題の内容と番号１について事務局より説明願います。
事務局		議題の内容と番号１について、朗読を持って説明。
議長	長	次に調査員の報告ですが、鈴木廣紀推進委員に調査をお願いしておりましたが、欠席の届出がありました。 よって、調査報告書を預かっておりますので、事務局より報告願います。
事務局		番号１の調査結果についてご報告いたします。 １０月９日午前９時２０分より申請地において、●●●●●●●●●●●●●●●● さん立会いのもと、須藤委員と事務局　深谷さん、石井さん、梨本さんと調査を行ってまいりました。 申請内容につきましては事務局が説明したとおりであります。 まず、申請地では敷地内整地のみで、切土、盛土は行わないので土砂流出の恐れはありません。 雨水は、自然浸透とし、境界より３ｍ～４ｍほど離してパネルを設置するため、周辺農地へ雨水が流れるという事はございません。 また、集団農地の蚕食分断、日照等に支障を及ぼすことはありません。 調査の結果、特に問題はなく許可相当と思われますが、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全委員		「なし」
議長	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全委員		「なし」

議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可相当とすることに異議ありませんか。
全委員		「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可相当として県知事に意見を送付します。
議	長	次に、番号２について事務局より説明願います。
事務局		番号２について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告でありますが、我妻毅推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
我妻推進委員		番号２の調査結果についてご報告いたします。 １０月９日午前９時５０分より申請地において、●●●●●●●●●●●●●●●● さん立会いのもと、須藤委員と事務局　深谷さん、石井さん、梨本さんと調査を行 ってまいりました。 申請内容につきましては事務局が説明したとおりであります。 まず、申請地では敷地内整地のみで、切土、盛土は行わないので土砂流出の恐れは ありません。 雨水は、自然浸透とし、境界より３ｍ～５ｍほど離してパネルを設置するため、周 辺農地へ雨水が流れるという事はございません。 また、北側の農地は休耕田となっており日照等に支障を及ぼすことはありません。 調査の結果、特に問題はなく許可相当と思われますが、ご審議の程よろしく願い いたします。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全委員		「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全委員		「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可相当することに異議ありませんか。
全委員		「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可相当として県知事に意見を送付します。
議	長	次に、番号３について事務局より説明願います。
事務局		番号３について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告でありますが、先ほどと同様に我妻毅推進委員に調査をお願いし

		ておりますので、調査結果の報告を求めます。	
我妻推進委員		番号３の調査結果についてご報告いたします。 番号２と同様に１０月９日、申請地において調査を行ってまいりました。 申請内容につきましては事務局が説明したとおりであります。 申請地は、番号２同様、整地のみを行い切土、盛土は行いません。 雨水は、自然浸透とし、境界より２．５ｍ～５ｍほど離してパネルを設置するため、周辺農地へ雨水や土砂が流れるという事はございません。 また、北側の農地は休耕田となっており日照等に支障を及ぼすことはありません。 調査の結果、特に問題はなく許可相当と思われますが、ご審議の程よろしく願いいたします。	
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。	
全	委	員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。	
全	委	員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可相当することに異議ありませんか。	
全	委	員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可相当として県知事に意見を送付します。	
議	長	次に、番号４について事務局より説明願います。	
事	務	局	番号４について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります、先ほどと同様に我妻推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。	
我妻推進委員		番号４の調査結果についてご報告いたします。 番号２、３と同様に１０月９日、申請地において調査を行ってまいりました。 申請内容につきましては事務局が説明したとおりであります。 申請地は、整地のみを行い切土、盛土は行いません。 雨水は、自然浸透とし、境界より３ｍほど離してパネルを設置します。南側の水田との間に畦畔がありますので、南側に雨水や土砂が流れるという事はございません。 調査の結果、特に問題はなく許可相当と思われますが、ご審議の程よろしく願いいたします。	
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。	
全	委	員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。	

		これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可相当することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可相当として県知事に意見を送付します。
議	長	議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事	務 局	議題の内容について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告がありますが、金沢誠推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
事	務 局	調査結果について報告いたします。 10月9日、午前11時30分から申請地において代理人である●●●●●さん立会いのもと、須藤委員と事務局深谷さん、石井さん、梨本さんと調査を行ってまいりました。 申請内容につきましては、事務局が説明したとおりであります。 まず、取水用水に関しては、申請者、妻の叔父である隣接者の所有する水道管に接続して取水します。 排水に関しては、雨水は敷地勾配により道路側溝に排水し、汚水は合併浄化槽で処理し、南側の浸透枳に流します。 造成等に関しては、周囲をコンクリート土留めとするため周辺農地への土砂等の流入は防止されます。 また、隣接農地の日照・通風には支障がありません。 以上、現地において確認してまいりましたが、特に問題はないと見てまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしく願います。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委 員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委 員	「異議なし」

議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	協議第１号「次回総会及び現地調査の日程について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		協議第１号について、朗読を持って説明。
議	長	ただいまの事務局説明について、質問等がありましたらお願いいたします。
全 委 員		「なし」
議	長	質問等が無いようでありますので、事務局案のとおり決定してよろしいですか。
全 委 員		「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、協議第１号「次回総会及び現地調査の日程について」は原案のとおり決定しました。
議	長	以上をもって、本総会に提出された案件の審議は全部終了しました。 これにて、令和６年第１０回棚倉町農業委員会総会を閉会とします。 大変ご苦勞様でした。

本会議録は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを認め署名する。

令和６年１０月１８日

棚倉町農業委員会 会 長

議事録署名委員 １ 番委員

２ 番委員